



WEB講座

# 建設業の法令遵守シリーズ

建設業における法令遵守の基本を習得することを目的とした2つのプログラム、

『建設業法の基本知識コース』

『労働安全衛生法の基本知識コース』

若手技術者に限らず、転属者や中途採用者の教育など、幅広い方を対象としています

WEB学習講座タイプ

1コース受講料：1人1,100円(税込)

受講期間：4か月

各章の最後に確認問題3～7問、講座の最後に修了テスト20問を出題  
学習の習得度が高まります

## 建設業法の基本知識コース

標準学習時間：2時間

(収録時間80分、WEBテスト46問)

学習

なぜ法令遵守が求められるのか？  
建設業は信用が第一

法令遵守で  
関係者＝発注者・業主、協力会社、地域社会・近隣住民、同材や部材の調達先、金融機関、株主、経営者、従業員、労働者など  
からの信用を高めていこう！

### 1. 建設業における法令遵守の重要性

建設業は信用が第一であること・法令の不知は罰則につながることに伴って、なぜ建設業において法令を学ぶ必要があるかについて学習します。

学習

建設業法の内容

第一節 総則  
第二節 建設業の許可  
第三節 建設工事の契約の原則  
第四節 建設工事の請負契約の原則  
第五節 建設工事の請負契約の原則  
第六節 建設工事の請負契約の原則  
第七節 建設工事の請負契約の原則  
第八節 建設工事の請負契約の原則

### 2. 建設業法の概要

建設業法の概要（法令の目的・現場にとって重要な項目など）を解説  
建設業法で使われる用語の定義を学習します。

学習

建設業の許可区分③

許可の種類

建設業の許可区分

### 3. 建設業法の重要ポイント

#### 3-1 適正な営業体制

建設業の許可区分・標識の掲示・営業所に配置する専任の技術者・経営事項審査（経審）などについて学習します。

学習

建設工事の請負契約の原則

建設工事の請負契約の原則は、各々の対応を定める旨に留意して公正な契約締結し、信義に基いて履行し、かつ、誠実に履行する（建設業法第10条）

対等な立場  
公正な契約  
誠実に履行

#### 3-2 適正な契約体制

工事の請負契約の原則・工事の下請契約の適正な手順・見積依頼から契約に至るまでの法令と違反行為について学習します。

学習

工事現場に配置する技術者の【複数現場の業務特例③】

工事1の主任技術者  
工事2の主任技術者

元請人  
元請人  
元請人

元請人  
元請人  
元請人

元請人  
元請人  
元請人

元請人  
元請人  
元請人

#### 3-3 適正な施工体制

工事現場に配置する技術者の基準の詳細と技術検定制度・施工体制台帳・施工体系図などについて学習します。

修了テスト

無制限トライ・全20問ランダム出題 合格ライン90点

# 労働安全衛生法の基本知識コース

標準学習時間：1.5時間（収録時間60分、WEBテスト52問）

**学習**

## 1 労働安全衛生法の概要

労働関連法の全体と安衛法、安衛法の全体と重点ポイント、主な項目と概要について学習します。

**学習**

## 2 労働安全衛生法で使われる基本用語と定義

①注文者②発注者③事業者④元方事業者⑤特定元方事業者⑥関係請負人⑦労働者の定義と労働災害の定義について学習します。

**学習**

## 3 安全衛生管理体制と安全配慮義務

重層下請構造の建設工事の安全管理体制と役割、安全配慮義務について学習します。

**学習**

## 4 労働災害防止に関する責務

### 4-1 注文者としての責務

### 4-2 各事業者としての責務

### 4-3 労働者としての責務

安全衛生管理体制のそれぞれの立場ごとの責務について、注文者、各事業者、労働者の3つに分けて学習します。

**学習**

## 5 労働災害（労災）隠し問題と罰則

何故、建設業において労災隠しが起きやすいか、その要因と罰則について、労働災害が発生したときの罰則と責任について学習します。

**学習**

修了テスト

無制限トライ・全20問ランダム出題 合格ライン90点

### 申込及びお問い合わせ先

【対象者】  
会員企業の新入社員ほか

【受講期間】  
ID・パスワード発行～ 令和7年3月31日  
※ID・パスワードの発行は、申込みから1週間程度かかります

【受講料金】  
1人1コース：1,100円（税込み）※受講料は申込受付後に別途請求書を送付

【申込方法】  
専用申込フォームに入力のうえ、kaiin@hirokenkyo.or.jp まで送信してください。  
専用申込フォーム（エクセルファイル）は、kaiin@hirokenkyo.or.jp まで、ご連絡ください。返信メールにて送信します。